

陥つて居たのではあるまいか。法治國として外國に比肩し得べき國家となさんとした、明治以後の努力者に對しては、無上の敬意を表するが、其の陥れる弊害は弊害として、之を認めなくてはならない。然るに「時」は來た。大正二年（？）一月に、夫婦契約も亦有效なりと判決したる大審院の處置を以て、英國流の「惡法も亦法なり」との意識に執へられて居た概念に對して、法學上のコペルニクスの轉回なりと説いた學者があつた。然し其の時には、猶ほ「社會」といふ語に執へられ、「國家も社會的ならざるべからず」といふが如き空廬な概念が流行して居た時代であつたから、それは未だ日本への還歸ではなかつた、従つて其れが法學乃至司法の上にも、何等の效力を現はし得なかつたのである。然るに所謂思想問題なるものが起こつて來ては、その處置は日本へ還歸したものでなくてはならぬやうにらしめられたのである。共產主義者の裁判、反對の立場に立てる犯罪者の判決、—其れ等に關與せられた裁判長等、檢事等又辯護士等、此れ等の人は猶ほ現職に居られる人々であるが故に、如何なる態度、立場で其の職分を行せられたかを、今茲で述べることは出來ないことを遺憾とする、—それに對して、余は敢て明言する、被告も辯護士も、乃至檢事も、又大衆も、満足し得らるゝ判決が下されたことを、又同時に罪を受けた人は、それによりて、一層深く日本人とならしめられたと。斯くて、殊に滿洲事變以後に於いて

は、日本獨自の立場といふことが、法の範圍にありても亦強く動いて居るのである。

このことは單に法律部面に於いてのみではない、「有と無との」對立形式に由つての抽象的概念の錯綜をば、理論の巧妙と感激し、其處に何等かの眞理性ありと誤認した傾向は、如何になり行く、日本に障礙になつたか、又なるであらうかは切に反省すべき問題であらう。然し其れも亦歴史の必然であらう、徒に死兒の齡を數へ居ることは、歴史を取扱ふものなすべきことではない。然し今我等に與へられたる機は、最早取遁してはならない、而して其は自己に徹することによつてのみ爲し得る所の行である。抽象的理論の構成によつて爲し得る作業ではない。

## 第八 補 論

### 一。論理學についで

本書に題して論理學と呼ぶ、恐らく從來の論理學なるものにならされたる人には、此の名が、如何にも奇異に感ぜらるゝであらうと思はるゝ。然し以上述べ來たりし所のものを、よく了解せられたならば、又恐らく此の意義も明白となると信するのであるが、猶ほ一應説明し置く必要があると思ふ。

都市生活者の自覺より起これる詭辯論に縁つて立てられたる、アリストテレスの立場は、著しく抽象的概念の整理といふことに傾いて居たことは争はれない事實ではあるが、ソークラテースープラトーンの眞理愛より出でたる動機の發動としては、ことに應じ、時に順じての、心の奥底より流出せる、云はば藝術的作品として、その哲學全般はなれるものとも考へられる。その内、特に論理に關係したる諸論文をば組織して、Organon『機關』、此の機の意義は上來陳べ來たりしもの(の名によりて後世に編輯せられてから、所謂學としての體系、組織を有つやうになつたのである。又近世初期に、斯く體系化されたる論理學なるものの無力性に氣付き、Organonに對立するものとして、Novum Organum(『新機關』)の名によりて書かれたるベーコンの書物が、Aphorism(短文集、若しくは警句集)の形式にて書かれたる所以のものも、亦同様の性質、即ち止むにやまれぬ生命的の發露であつて、一定の形式を作り、所謂體系化といふことが、其の目標ではなかつたことを知るべきである。

然るに、何れにせよ主觀的知識の整理といふことに論理學は自然に框づけられて來たが故に、ベーコンの『新機關』は、其の當時の自覺による自然科学への動向と相並んでのものではあつたが、又直に自然科学的概念組織の形式へと向けられた。其處に、古き形式論理學は、演繹法なり

とせられ、科学研究の方法は歸納法と稱せられ、此れ等兩者は、又方法上、對立的のものとなされた。斯くなると、直に起こつて來るのは、個々の經驗を集めて、それがどうして普遍的全體になるかとの問題である。此の事は、生命充足の爲の學であると考へ、「なる」といふ立場に立てば、問題とするに足らないものであるが、然も抽象的形式的の立場に於いては、今日と雖も猶ほ未だ完き解答は與へられて居ないのである。ミルの論理學(A System of Logic, Ratiocinative and Inductive)は其の名の示すが如くに、體系(System)とは云へども、未解決に於けるもの寄せ集めに過ぎない。然しそれは極決、如何にも知の發動力を失うたからの結論たるを現はせるものに過ぎない。

其處で、斯かる議論に一轉向を與へたものは、カントの Transzendental Logik(先驗的論理學)の考へ方である。茲には、形式の形式たる所以が闡明せられた。經驗を交へざる純粹性といふことは、それによりて明かにせられたのである。然し又純粹なるだけに、内容が無くなつたこととは否めない事實である。そして他面には、生活指導の第一原理への要求としての哲學は、古き形而上學として、寧ろ否定し去らるゝ運命を擔はされ、同時に論理學は、認識論としてのみ、其の成立權を確保することが出來た。

勿論カントの形式の闡明には、他の面即ちカントから云へば「人間性」の問題もあつたのであるから、此の面の展開として、「事實あるにあらず事行先づあるなり」といふ、フイヒテの哲學も亦出て來たのである。然し依然として、それは知識論 (Wissenschaftslehre) に限定せられざるを得なかつたのは、運命上致し方がなかつた。そして「なる」に注意し得たヘーゲルの辨證法は、多くの概念、即ち形式に、各其の處を得しめたといふ大功績はあつたのではあるが、依然として其の意圖に反して、知識整理といふことに局限せられた。

自然科学乃至其の方法による研究は、斯かる論理學の問題に掣肘せられずして、己が道を續々開展して來た、そして其處には再び反省が爲されて、新カント學派なるものが起こつたが、それも亦依然として形式論、科學研究の方法論に止まり、然もそれすら先行する科學研究の行跡の反省形式に過ぎない。方法論といふ點からして、一時は論理學とは諸科學に基礎を與へるものなりといふが如き越權沙汰とまでなつたのであるが、科學者の行は一向そんなものに頓着なく進んだのである。其處には又自然科学對文化科學といふ、概念を明了にしたといふ功績はあつたが、依然として知識整理問題に自己を局限し、知識そのものの源泉へは、到り得なかつた。而も同時に、形式をば再び認識の對象となし、抽象化し、價值とは何ぞや、存在とは何ぞやと問ふが如き

死んだものをば取扱ひ、問題とするに終つて居る。勿論斯かる反省は常に其の本源へ觸れんとして居ることは、見遁すことの出来ない點ではあるが、初より擔はされたる運命は、常に其の問題より自己を超脱せしむる。換言すれば、知識と實際的行とが、常に離れてしまふと云ふのが、西洋に於ける論理學の常である。理論として離るべからずとするも、離れ去つてしまへば、それきりのことである、故に學者は常に進み行くものの辯護の位置に立たされ、最も大切なる指導するといふ役目は、自ら放棄せなければならぬといふ運命に置かれて居る。現在の伊太利や獨逸の狀態を観れば、論理學者ほど、氣の毒な位置に置かれたものはないと云へよう。

我が國に於いては、一圖に西洋のものを了解し、且つそれに追従することをこととして來たのである、其の限り、學者なるものの權威は始から認められなかつたことは、今の獨伊以下であつたであらう。殊に余が今筆とりつゝある昨今では、大學への志望者の内でも、文科系統に屬する志望者を制限せんとする動議も出て居るのである。此の事は抑も何を意味するのであらうか。ことに實際に與るものは、「青春の時期をば空しく其れに費した」と云ふ、學問そのものは、早く之を捨て去つて居るのではあるまいか。否、實際と學問との遊離せることに反省し來たりしものは、寧ろ實際のことに與る人々からである、そして今現實の諸狀態に直面して、始て深く反省を

強めなくてはならぬのが、學者としての良心からの叫びである。我等はなにも西洋の傳統に運命づけられて居るのではなく、世界に唯一の獨立的立場を有つて居る國民である。哲學として要求せられる、日常の生活を指導する第一原理は、何もカントによりて否定せられた古き形而上學といふことに煩はさるゝ要はない、又如何に抽象的には立派に構成せられあるにしても、それが具體的のものならざれば無價値である。否、實に具體的にして最も普遍的なる原理は、日本人は始から之を保有して離さず、それに由りて生き、その生活によりて、それに培ひそれを養ひ、終にそれに還歸する。

生命の充足とは常に進んで息まざることを意味する。ヘーゲルは此の點に於いては寧ろ謙虛な態度に出で、ミネルツの鼻は夜陰に非ざれば飛び出ださずとなし、*Philosophie ist Nachdenken*。(哲學とは追考—考へてみる—なり)と規定して居る。我等日本人は、既に第一原理によりて生活を營んで居るのであるが故に、考へてみたとき、其處に出て來るものは、如何なる生活を我等日本人はなし居るかの形式である。斯くして、以上述べて來たやうな論理學が成り立つのである。生命従つて「なる」の立場に於ける形式は、形式を單に形式として之を認むるにはあらず、又形式を再び抽象知の對象とするのでもない、それは有時は萬時、生命、生活を開展せしむる「機」

としてのものである。即ち形式をば「ある」としての問題とせず、「なる」としての問題とするとき、形式は内容になり、内容は亦形式となる、即ち古くアリストテレスが認めた其の儘の形式をば、今も猶ほ取り上げるのである。

## 二。邦家之經緯、王化之鴻基

幾度も繰り返す、—『周易』では、天地、即ち陽を上とし陰を下とした卦をば否と名づけ、それを説明して匪<sub>ズ</sub>人<sub>ニ</sub>となし、天地交はらず萬物通ぜず、天下に邦なく、小人の道長じ、君子の道消ゆと云ふ。而して其の逆卦である、地天をば泰と名づけ、それには、天地交はりて、萬物通じ、大人の道長じ、小人の道消ゆと説明して居る。匪人とは、人の作用を否定して居ることを云ふ。二宮尊徳は易理をもよく知つては居る、然し此の地天泰の理をば意識しての言であるかどうかは知らぬが、『報徳論』の第一に「天道は自然にして、人道は作爲に出づるを論ず」とある。此の作爲の意義をば、歐洲近世の始より、自然法對人爲法といふが如くに、對立的に考へた意味にて解してはならぬ。如何にも天地ありての人ではあるが、只その儘であつては、人の人たる存在價値はないわけである。人が意識的である以上、天地自然の理には隨順しつゝ、然も其處に人たるの作爲あつてこそ、ベーコンの云ふ「學とは力なり」が出るわけである。従つて又カントの人

間性の形式より入つたフィヒテが、天地の諸現象をして、今あるが如くにあらしめて居るのは、(人の、否、神の)行であるとしたのも當然である。故に天を上とし地を下としただけでは、人は否定せられる、其の位置を顛倒し、地天とするだけの人の作爲、換言すれば、天地の理に隨順して、而も其處に自然にては出來得ないものを作り出してこそ、人の人たる存在價值がある。此處では、天地交はり萬物が通ずる、故に一切のもの皆自然に、其の志を同じくする、乾徳を享けたる人としては、よく品物を流し形づくらしめ、(品物流形—形を流して消えしめてはならぬ、流れしめ成らしむることに於いて、川流の如くに、自體を形づくる、此れが生命の形であり、アリス・トテレースの形式も亦之に外ならぬ)大和を保合せしめ、坤徳を享けたる人としては、即ち萬物の資となり材となりて生ぜしめ、常と徳とを無疆に享らしめる。此れ等の力をば綜合して、我が國の神話では之を修理固成と云ふ。何たる莊嚴なる語ぞや、此れ以上には何ものをも加へることが出來ない。此處に自然に志を同じくし、上下四維を交はらしめ通ぜしむる作爲者として集まるもの、これ「邦家之經緯」にあらずして何ぞや、而して其れは單なる機械的の集合ではない、有機的一體即ち大生命それ自らである。生命的統一態、即ち其處には自ら中心がある、常がある、徳化がある。而して其れは天と地、人と神とを司牧し給ふ、天皇の御作爲である、即ち王化之鴻

基である。「邦家之經緯、王化之鴻基」とは、天武天皇が特に修史の目標として示し給ひし勅語であるが、天下何れの處にか、よく王者の口よりして斯かる偉大なる言葉を發せしめ居るか、そは他なし、自ら其の位を履ませ給ふ御位置よりのみ、發せられ得る言葉に外ならない。王化之鴻基として、自ら御實踐あらせ給ひし崇神天皇であつたればこそ、又よく「司牧人神」と、御位置にありての「つとめ」をば、明確に表明し得られたのである。「司牧人神」の四字、よく滿天下の人をして驚嘆せしむるに足る、何たる深く重き宣言なるかよ。古今に通じ、全世界に通じて、何れに斯かる意味での國家ありとせんや。

坤輿の上に國を爲せるもの古今を通じて、擧げて數ふべからざるほどに多くあるであらう。國滅びて山河依然たりと云ふことから、空間を本とするの考へ方も、自然に起こつて來たのであらう。斯かる意味での「自然」そのものさへ、自ら所産的自然を本としての考へに陥らざるを得なくなり、本末を顛倒して、能産的自然へは、終に觸れることをば自ら不可能ならしめた。其れ故にこそ、近世歐羅巴に勃興し得た國々は、個人の利益の爲の集合團體と自己を規定するより外に途がなかつたのである。そしてさう云ふ國をば分析して、先づ一定の土地の上に、一定の人あり、其處に主權が生まれば以て國を爲すべしと考へざるを得なかつた。斯くては、其の主權の何

であるかも勝手な主觀的の理論によりて定めるより外はなく、従つて人も亦、如何なる人なるかを勝手に定め、自己の利益の爲には、其の土地も人も勝手に擴張する、斯くて古き羅馬帝國が帝國たりし所以の形式に従うて、帝國主義なるものが一般に行はれた。此處には只奪道あるのみ、人の作爲としての、讓道は全くないのである、即ち小人の道は日々に長じ、君子の道消ゆる。然し彼等に於いても、人は人である、人である限り、其處には君子の道を説き得る人が無いではなかつたが、小人の道に壓されて永續しない。斯くては終に、國と國との争奪の鬭争は、終に支那人の如くに、人は只大地にくつついて離れることは出来ぬやうにせられ、國といふ所謂上部組織には、無頓着ならしめられるか、或は帝國主義の如くに、絶えざる自己擴張、而してそれは他を働かせしめて、己は只搾取をのみ事とする、即ち吸血鬼としての存在者となるかである。

然るに、帝國主義、奪道の一時的盛力に眩惑せしめられ、煩瑣な「國論」(實は國々といふ抽象的概念の分類に過ぎざるもの)に驚嘆せしめられた日本の學者は、世界唯一の國家である日本をば、斯かる理論で律せんとするに至つたのは、人の既によく知る處である。勿論日本人である限り、日本を知らないのではない、然し其の本質に就ては、これを知らんとする意志さへ捨て去つた、而して斯くすることは學的良心に反くものであるとさへ考へた。科學的に分析せられたる國

土、人民、主權の三項以外に、人としての作爲の道など、云はば之をば全く空想 (Fiction) なり、學的事實にあらずとして捨て去つたのである。此は正に、絢爛目を奪ふが如き希臘神話は、美は美なりと雖も、我等の歴史には縁なしとして、神話的のものとは一切絶縁し、積極的なる英國史を書いて、自己の當然陥らざるを得なかつた懷疑論をば、安定せしめたるヒュームと同じ立場である。ヒュームが捨てた神話は、固より彼とはいのちのつながりがない、寧ろそれを捨てることが、奪道には都合がよいのである。然し日本は、さうは往かない、神話には脉々として波うついのちのつながりがある、而してそれを生命の本源なのである。然し今や機會は來た、此の本源へ還歸せざれば、一切の時艱の打開の途なき蹇の時が來たのである。

古く希臘のプラトーンや、支那の孔子乃至儒教は、國家の理想としては、正に日本國の如きものを考へた、—猶太人の隱謀なりとして傳へらるる、『シオンの議決書』に計畫せられたる猶太人の目標として居る理想國が、驚くべくも日本のごとき國家である、—然もそのみならず、人生の奥義に觸れ得た學者が個人主義の國々にでも無いではなかつた、然もそれは常に悲劇であつた。ソークラテースそれ自身が、悲劇の最先頭に立つて居る。それは何ぞや、畢竟「ものにするもの」  
天皇がないからである。日本人は千古萬古、一切が目出度目出度で終曲する、即ちダンテの

Divina Comedia の意義にての、喜劇の演奏者である。

### 三。靈と神

電氣なるものの正體は未だ分からない、只云々の装置によりて其れをば色々の電流たらしめ、或は更に種々の電波たらしめることが出来るのみである。猶ほ送電所より電流電波を送つても、其れをば受取る装置がなければ、其れを感知することは出来ない。同様のことが、人と人との間にも考へられる、即ち先づ此の身體が相互に送電装置であり、受電装置である、此の相互の交流こそは、人間を成立せしめて居るのである。此の關係を抽象し概念化して、『周易』では之を「中孚」と云ひ、其の作用をば「信」と名づけたのである。故に作用的に云へば、信が根源となり、而してそは信仰、信向、信樂の三面或は三段として考ふべきものである。それで禪では、一般に完全なる、如何なる送電にも應じ得る受電装置をば、此の「中孚」に應ずるものとして「無」を説くのである。『無門關』第一則に、趙州無字則を出し、これを體得すれば「透得過者、非但親見<sup>ルノミ</sup>趙州<sup>ヲ</sup>、便可<sup>ク</sup>與<sup>ニ</sup>歷代祖師<sup>ト</sup>、把<sup>レ</sup>手共行<sup>ニ</sup>、眉毛厮結<sup>ス</sup>、同一眼見<sup>ニ</sup>、同一耳聞<sup>ク</sup>、豈不<sup>ニ</sup>慶快<sup>ト</sup>」と。更に道元は、斯かる「無」によらず、概念によらず、受電装置そのものに重きを置き、祇管打坐を以て、身心（心身にあらず）脱落とする。三世十方の諸佛皆打坐す、故に三世諸佛と同一眼に

見、同一耳に聽くには、一威儀即佛法、作法即宗旨——祇管打坐より外にない、而して此の念起くるそのときを以て、信の始となし且つ終とする、——修證不二。今何人かに對して手紙を書くとする、恐らく書く人は、相手がそれを如何なる態度で受取るかを想像しつつ、其の想像に従うて、自らの態度乃至思考をも整理するであらうし、受信者も、其の手紙の書きぶり、其の思考内容に従うて、己が態度乃至思考をも整理するであらう。斯かる電流電波に應ずる人間の交流、これをば抽象的に靈と名づけてよいであらう。

最愛の子が、十分に手を盡したるに關せず、死んでしまつたとする、如何に常には頑固な唯物論者でも、必ず死んだ子よりの受信装置を、己が身體及び精神に用意するであらう、子は三界の導師たりとは、之を謂ふ。而して此の身心装置の上に、浮び上がる子は、ある一定の場合にとれる子の身體姿勢に（例へば最も可愛かりしときとか、最も苦しめるときとか等の）、固着せしめて居るではあらうが、ともかく身心兩面を具有する子であつて、單なる抽象的なる心靈ではあるまい。靖國神社の神鎮の大祭に參り集ふ遺族の方々、招魂の儀等に、彷彿として來る神靈は、最愛の子であり、信頼せる夫であり、相倚る兄弟である、皆其の身は一定のものに固定せられては居るが、身體を具へた靈であつて、體を遊離したものではない。然し甚しく縁遠い人々が此の神

社に參拜する場合は、此の體は脱落して居て、只護國の英靈、即ち神として之を拜する。即ち茲に靈と神との相違があるが、勿論何れにその限界を立てるかを定めることは出来ない。

上既に述べて來た、「ある」の立場に於ける抽象的普遍として神性をば概念したとき、其の神は人間を去つてしまふ、然るに「なる」の立場から之を考へるとき、普遍性とは、他を化する働きである、日本に於ける神とは即ちそれである。それで『古事記』の初句、「みな獨り神になりまして、身を隠し給ひき」に、無限の意義がある。其の神の特殊性といふことは、それを隠し給ふ（隱身）によりて、化の普遍性として、永恆に其の存在性を保有し給ふ。勿論日本と雖も、他の諸民族に於けると等しく、前記の如くに身心を具有して、然も現身とは相違したる靈魂、魂魄、或は支那で云ふ鬼神と云ふが如き、概念の錯綜したものから、神の概念は始まつたと考へてもそれは一向に差支ないのではあるが、その概念の純化、一司牧人神より始まり、神者依<sub>ハ</sub>人之敬<sub>ニ</sub>増<sub>シ</sub>威<sub>ヲ</sub>、人者依<sub>リ</sub>神之德<sub>ニ</sub>添<sub>フ</sub>運<sub>ヲ</sub>、更に「神もなり立ち氏子も立ち行く」に至るまで、否、永恆に、純化される、否、神がなりますのである、一につれて、自ら其處に起る不滿の念は、例へば靖國神社に神と祭られ、陛下の御親拜をも受けるといふ最上の光榮を得ても、家代々が某宗派に屬するならば、それだけでは、直接の遺族は満足し得ないが如くに、例へば直に神とするだけには平

生の徳未だ足らざるがごときものの死を如何にすべきか。幸ひ其處に入り來たりしものは、佛教であつた。佛教其れ自體にしても、「佛になる」といふ思想から、同様の純化作用は永恆につゞけられて居る、即ち聲聞・緣覺・菩薩・佛といふが如き段階が其の間に設けられ、印度の古き神話がそれによりて純化され、殊に菩薩が概念的に純化されては、其の間に種々のものが設けられ、寧ろ非佛教的、云はば迷信的のものをば、其の間に發生するやうにもなつた。それで佛教自體が有靈魂説か、無靈魂説かさへが、其の内部に於いてでさへ、論議せられるやうにも、なつたのである。然しともかく、一般に佛教では、死後の生活を考へるのであるから、直に其の不滿が此れによりて充たさるゝことを得たるが故に、一般人にも早く佛教がとり入れられたものと考へられる。印度の佛教其のものに祖先の靈を祭るといふことがあつたのかどうかは、自分はよくは知らないが、祖先の靈を祭るといふ日本の風習と佛教とは直に融合した、若しそれなかりせば、佛教は、決して斯くは一般的にならなかつたことと信ずる。それで、未だ人としての價値なき亡兒の往く處として、六道能化の地藏尊を其處に點睛したなど、如何にも興味あることと考へられる。蓋し地藏菩薩の尊信、且つ一般化は、又日本特有なものである。

それで靈魂存在の有無論は、靈魂をば如何に見るかによりて、決定せられ得る問題である。そ



れをば身心具有の靈魂といふ意にするならば、年月の經るに従うて、又世代を經れば、自ら薄らぐのであるから、佛教の菩薩や佛の純化から云へば、さやうな靈魂の存在は自ら許され得ない理である。然も地獄や極樂を考へる限り（基督教も同様である）、靈魂存在を否定することは又出來得ない。然し茲にも考ふべきは、九界の内さまよふ間こそ靈魂ではあるが、其處には、個性はともかく、特殊性は十分に身を隠して居ないのである、それが完成せられるときは、最早純粹に法化される、極樂への往生即ち成佛なりとは、我が親鸞によりて完成せられた概念であるが、それは日本の神の概念に據つてのことであつたことを、特に考へなくてはならぬ。抽象的普遍として考へ出された佛法の法が、個性を失はずに、特殊性のみを隱身によりて解消せしめ、其處に八百萬神を考へながら、よく其れを神化し得て居るといふやうな日本に入つてこそ、始て完成したことに、人みな注意することを必要とする。——序に云ふ、前篇に余は彦が命となり、或は尊となり、更に神となり、其の神が又なりますことを説いて置いたのであるが、其の内問題となるのは、命と尊と神との區別である。今若し此の區別をば、古典により、所謂歸納的に定めんとした所で此れは出來ない相談であらう。天照大神をも『書紀』では猶ほ大日靈貴オホヒルメノミコとも申し上げて居るのは、天孫民族から云へば、自己に親しき間柄である爲に、それをば直に神として普遍化するに

忍びなかつたのであらう、而してそれは上記遺族が子や親や夫や兄弟を、其の儘神とすることが出來ないのと同じ心情からのことであらう。斯く見解を立つれば、神といひ、尊と呼ぶ所以の理は、自ら明白となる。

それで問題は、依然として身心を具へながら、現身ではない靈魂に關してである。支那で鬼といふのは、其の文字が示すが如くに、奇怪なる身を有するものと云ふ意であり、神とは伸で、どこまでものびる力、即ち普遍化力そのものを云ふので、それをば化徳として見れば、日本の神と同義となる。魂とは、人死して天に歸する部分、即ち普遍的なものといふ方面、魄とは肉體と共に朽ち去るものと見る方面の、抽象概念であつて、アリストテレスにも、此の考へ方がある、そしてそれが基督教の靈魂存在説の保持となつたことは、人のよく知る處である。ともかく、人が互に送電機關であり、受電機關である以上は、其の間に氣の通ふことを否定することの出來ない限り、靈魂概念によりて一括せられる所の、相互交流としての作用をも否定することは出來ない筈である。幽靈の存在も亦此の意義で考へなくてはならぬ、又世に云ふ神靈現象、又巫女の口よせといふことも、一概に之を迷信といふわけには行かない。例へば存在する靈魂より發する作用をば、其れの爲に特に用意し装置せられた巫女が受信するといふことは、有り得べきことであ

る。只それがどれまでの限度に於いて可能なりやは、さらに心理學的に決定せらるべき問題である。例へば上に述べ置いた如くに、年月世代を経れば、其の身形はともかく薄らぐのである、故に幾代前ぐらゐまで、其の靈魂を呼び出し得るかの答の如き。又更に考ふべきことは、個人主義では永い間生命をば個體の上限定して考へて來たのであるが、日本の生命は、個體の上のみ考へらるべきでなく、又單に人と人とのみならず、人と山河草木國土乃至神とも融通するのであるから、—天孫降臨の場合、國家組織の爲の故に、先づ秩序を立つる爲に、山川草木には言やめさせられたとは、大祓の祝詞に明言する處である、—寄草附木の靈といふことも亦相當に考へなくてはならぬ。國作大己貴命が<sup>オホナムチノミコト</sup>大國主神、大國魂神とならせられたる限り、國土の主、靈として存在し給ふ、換言すれば日本の國土は、單なる地理學的、地質學的の存在ではない、其處には此の神があり、此の主があり、此の靈がある。此のことは「なれるもの」の尊重といふ「なるほど」の理論としては、大切なる要件である。——猶ほ序に云はねばならぬことは、近頃科學的といふ立場から、迷信打破といふことが叫ばれて居るが、今日の科學で、良辰吉日を民衆に指定し得るならばともかく、與へずして之を奪はんとするのは、民衆生活の基礎をば只奪はんとする無慈悲の仕業である。天文學上、地球の地軸は軌道に對して十三度半の傾斜を爲すが故に、春夏秋冬が

出来るのであるといふくらゐの事で、農夫が作物を作り得るとなし得べきか。例へば官衙の建物をば建築請負人が引き受けて建てるといふならばともかく、之を村落に於いて、我が永久の住宅として家屋を建てんとするに際して、吉日良辰によらざれば、信は成立しないであらう。迷信の弊害は我等もよく之を認める、然し其を是正することは、「養正」といふ強き公の修養によることは、既に皇祖皇宗、神武天皇乃至歴代の天皇の我等に御教示になつて居ることである。

個性を没却せざる神を有する日本、—日本以外にありては、抽象的普遍の爲に、其の個性をさへ失うた、—其れ故に、天に代りての代行者たる天子でもなく、或は神の代行者たる法王でもなく、或は神によりて其の位置の保證せられたる神權者としての君主でもなく、ひたすら現身神たるの天皇、ものをものたらしむる、根本的大稜威を有する日本こそ、何等の無理もなく、一切の存在を存在せしめ、然も一切を中心に歸一せしめる大生命の現成として、其處に嚴然たる國家がなることをば、改めて深く信受する。

#### 四。古人の尊重

明治天皇が不磨の大典を欽定させ給うたとき、忠良なる祖先の子孫なるを以て、よく此の憲法を履行し得るものとの有難き聖旨により、我等臣民を御信賴になつて居る。教育に關する勅語

に於いては、又同様に祖先の遺風を顯彰する道を示し給うた。爾來列聖益々此の御信賴を強めさせ給ひ、今上陛下に至りては、更に強く臣民の嚮ふべき道をば常に聖諭になつて居るのである。此の聖諭に随ひまつりて、我等は我等の先人に對して更に尊重の念を高めなくてはならぬ。日本國民は、決してそれをばあるそかにする意志はなかつたのではあるが、今次の大事變に際し、新らしく強く反省せしめられては、從來の國民の態度は、未だ此の有難き聖示に答へ奉る道には、到つて居なかつたことをば、痛烈に考へしめられる。曩日、國學に従事する某氏が、我等國學に志すものは、斯かる先人に對して、苟も冒瀆の語を發せざらしむるだけの覺悟がなくてはならぬと言はれたのを、余は涙を以て受取らざるを得なかつた。

上下三千年、神武建國よりしても茲に二千六百年といふ此の間、此の國體を守り且つ發展せしめた我等の祖先の靈の止まる日本人たる以上、祖先を祭る心は、同時に更に一步を前進せしむる契機とならしめなくては相濟まぬ儀である。然るに此の「なる」の論理を忘れて、個人主義の「ある」の形式に據れるものから、例へば我が忠孝の道をも、支那のものと同一視し、或は其れをも亦他に擴張して考へたり、其の他萬般のこと、皆抽象的なる普遍になすことを仕事とし、又其の眼にて逆に自己を見るものから、却つて我のものをば狭小にし、未だ到らざるものと云ふ、

抽象的なる意義にての特殊性と云ふ思考に、壓縮せしめられたといふ憾を残すに至つたことは、残念至極と云はざるを得ない。

「ある」の立場に立つて、分析的に之を觀れば、日本人の内にも、又上下を通じての國史の内にも、未だ到らざる多くの點をば發見し得らるゝであらう。然も斯かる立場で之を見れば、國史の研究といふことにしても、ともすれば趣味による學問、骨董的の集録といふことに陥る。山田の案山子も、鳥おどしといふ一役は與へられるのではあるが、學者がそのみに陥つては、學問の眞義を失ふ。大國主神に關する神話は、我等に幾多の示唆を與へる、主となり魂となりて、我等の子孫の内に入り、之をば「ひと」として直立せしむるには、ともかく「ある」といふ立場の分析論理を捨てなくてはならぬ。

「日本的なるもの」といふ荒魂によりて、よきこと、あしきこと、ふさはしきこと、ふさはしからざるこの間に、明確なる區別を立て、徹底的にそれに反するものをば打破しなくてはならぬ。追従、庇護、辯解、即ち爲にする議論は止めなくてはならぬ、然し同時に、和魂の發動をも亦考へなくてはならない。和魂の作用、之を直毘靈といふ。例へば其處に惡がある、惡は惡として嚴重に處分すべきではあるが、上にも述べて置いた阿闍世王の場合の如くに、惡を惡として之

を活かす、即ち積極的なる善への消極的條件 (negative conditio sine qua non) と轉ぜしむる作用がなくてはならぬ。斯くしてのみ「なる」の論理は徹底する、即ち國史を觀る眼が開けるのである。實は斯かる作用によつてのみ、二千六百一年の日本歴史はなつたのである、故に此の活眼を、更に明かにすることによりてのみ、國史を新たにする力となし得る。之を積極的なる方面に就て見ても、我等の祖先は何れも己の「つとめ」として自己の「こと」を取り上げた以上、必ずそれを終世のこととする、否、それをば七生人間といふ大誓願とするのは、日本人の特色であることが覺り得られる。さればそれに反する一切のことも、亦その爲に生かされるのである。即ち上に説き來たりしが如くに、「ある」からすれば外的條件となるが、實は單なる外的のものにあらず、それは運命として、機として、一如である。斯く「なり」「なる」「ならず」の論理によりてのみ、古人は、皆尊重すべきものとなる、即ち「なれるもの」「一切に對しての「なるほど」と「うなづく」理論が成々發展する。(二六、四、三〇、——六、二九)

昭和十七年一月十五日 印刷  
昭和十七年一月二十日 發行

著者兼  
發行者

東京市品川區上大崎長者九二八四

國民精神文化研究所

印刷者

東京市豊島區西巢鴨二ノ二七一二

山下謙之助

印刷所

東京市豊島區西巢鴨二ノ二七一二

合資會社 光文社

發行所

東京市品川區上大崎長者九二八四

國民精神文化研究所

電話大崎(49)三一七(三)

國民精神文化研究 (既刊)

第一册	古事記の成立	松本彦次郎
第二册	真理とは何ぞや	小紀平威正
第三册	教育勅語渙發以前に於ける小學校修身教授の變遷	吉田宗熊
第四册	國民科學の成立	海田莊一
第五册	古代詩歌に於ける神の概念	志久松延義
第六册	我が上代の國體觀念	河野省三
第七册	天地開闢即國家建立	西晉一郎
第八册	詩教と皇道	加藤虎之亮
第九册	共產治下に於けるロシア農民の生活	山本勝市
——ロシアに於ける統制經濟の研究 其一——		
第十册	日本學としての學問教育	小野正康
第十一册	日本精神と社會の本質構造との關係に關する研究序説	川合貞一

第十二册	教育勅語渙發以後に於ける小學校修身教授の變遷	海田宗次
第十三册	家族の起源	河村只雄
第十四册	政治指導原理としての皇道	藤澤親雄
第十五册	經濟生活に於ける創造者としての國家	作田莊一
第十六册	思想左傾の原因及び其の經路	岡田恒輔
第十七册	蓮華王座	紀平正美
第十八册	我が國體觀念の發達	河野省三
第十九册	計劃經濟の試行	山本勝市
——ロシアに於ける統制經濟の研究 其二——		
第二十册	國家觀	川合貞一
第二十一册	法治主義の問題	大串兎代夫
第二十二册	地理辯證法のデザイン	小島威彦
第二十三册	社會主義的制度觀の批判 其一	山本勝市
第二十四册	禮の意義と構造	小糸晋次郎

第二十五册	自證過程としての歴史	紀平正美
第二十六册	歴	川合貞一
第二十七册	近世の國體論	河野省三
第二十八册	教育勅語を拜讀して	小野正康
第二十九册	私有財産制度の研究	河村只雄
第三十册	復古思想と寛政異學の禁	渡邊年應
第三十一册	御誓文謹解	井上孚麿
第三十二册	皇道より見たる書經	加藤虎之亮
第三十三册	フアッシストイタリアの教育改革	吉田邊熊誠次
第三十四册	明治文化の精神的底流	川合貞一
第三十五册	中世に於ける文學道の建立	久松潜一
第三十六册	唯心史觀	作田莊一

(日本歴史の本質)

第一篇 その全體的關聯と日本學

第三十七册	教育勅語を拜讀して	小野正康
第三十八册	明治維新と皇道	河野省三
第三十九册	學者の本分	山紀平正
第四十册	日本政治學の基礎理念	藤澤親雄
第四十一册	我が國體と世界法	大串兎代夫
第四十二册	眞正なる國	家西晋一
第四十三册	近世に於ける神道的教化	河野省三
第四十四册	荷田春滿	三宅清
第四十五册	なるほどの哲學	紀平正美
第四十六册	思想	吉田三郎
第四十七册	教育勅語を拜讀して	小野正康

第二篇 第二段に於ける諸綱目の必然關係を中心としての體系論

近代外國關係史研究

第三篇 「國體ノ精華」と「斯ノ道」と「拳々服膺」

145  
375

製本控

145函	375號	年	月	日
毛民精神文化研究社 49冊				
備考				

2冊

14.5

375



終